

# 「嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）」 に対する意見聴取結果について

---

令和7年12月

国土交通省 九州地方整備局  
佐賀河川事務所



佐賀河川事務所

# 1. 嘉瀬川水系河川整備計画（変更）策定までの流れ

平成18年11月 嘉瀬川水系河川整備基本方針 策定

平成19年10月 嘉瀬川水系河川整備計画 策定

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会

- 令和 3年 9月 嘉瀬川水系河川整備計画の点検  
嘉瀬川直轄河川改修事業 事業再評価
- 令和 6年 2月 嘉瀬川水系河川整備計画の点検
- 令和 7年10月 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）の骨子

## 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）（令和7年10月27日）

河川整備計画（変更原案）に対する  
多方面からの意見

- パブリックコメント 10/27～11/26
- 住民説明会（4会場）11/11～13、11/18

河川整備計画（変更原案）に対する  
学識経験者の意見聴取

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会  
(令和7年12月11日)

- 学識経験者、住民等からの意見聴取結果及びその対応
- 河川整備計画（変更案）【案】における費用対効果等

現在

## 嘉瀬川水系河川整備計画（変更案）

関係機関への照会

（農林水産省、環境省など）

関係地方公共団体の長の意見聴取

## 嘉瀬川水系河川整備計画 変更

## 2. 意見聴取等の実施方法

▶ 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）の公表後に広く地域住民等に周知し、意見を聴取するため、下記（①～④）により周知及び意見聴取を行った。

- ① 地域の公民館等における説明会開催による周知及び意見聴取
- ② 市役所等における資料閲覧による周知及び閲覧場所への意見箱の設置による意見聴取
- ③ ホームページによる周知及び意見聴取
- ④ 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）概要版パンフレットによる周知及びアンケートによる意見募集

### ① 住民説明会の開催状況

| 場 所             | 開催日時          |               |
|-----------------|---------------|---------------|
| 小城市役所大会議室       | 令和7年11月11日（火） | 19時00分～20時30分 |
| 佐賀市立久保田公民館 大会議室 | 令和7年11月12日（水） | 19時00分～20時30分 |
| 佐賀市立春日公民館 大会議室  | 令和7年11月13日（木） | 19時00分～20時30分 |
| アバンセ ホール        | 令和7年11月18日（火） | 19時00分～20時30分 |



（小城市役所：6人）



（久保田公民館：30人）



（春日公民館：33人）



（アバンセ：7人）

## 2. 意見聴取等の実施方法

▶ 説明会の開催については、ホームページによる周知のほか、自治会への回覧等により幅広く周知

国土交通省  
佐賀河川事務所

### 嘉瀬川の今後の治水対策に関する説明会について御案内

日ごろから、国土交通行政への御理解、御協力賜り、厚く御礼を申し上げます。  
国による嘉瀬川水系における治水対策は、「嘉瀬川水系河川整備計画一大臣管理区間ー(H19年10月策定)」に基づき河道掘削、堤防整備、河川防災、ステーションの整備などを実施してきました。  
現行の河川整備計画策定から19年が経過し、計画に位置づけた事業は概ね完了していますが、気候変動や近年の雨の降り方などを踏まえ、河川整備計画の見直し案を検討しています。  
つきましては、御多用中とは存じますが、嘉瀬川の今後の治水対策について、地域の皆様からの忌憚のない御意見を賜りたく、下記の日時に説明会を開催させていただきますので、御案内申し上げます。  
なお、詳細については、近日中に佐賀河川事務所のホームページなどにより周知させていただきます。

佐賀河川事務所ホームページ URL:<https://www.qsr.mlit.go.jp/saga/>

【説明会日時】※内容はすべて同じです(各回最大1時間30分を想定)  
・令和7年11月11日(火)19時～ 小城市役所 大会議室  
・令和7年11月12日(水)19時～ 佐賀市立久保田公民館 大会議室  
・令和7年11月13日(木)19時～ 佐賀市立春日公民館 大会議室  
・令和7年11月18日(火)19時～ アバンセ ホール

【河川整備計画の見直し案に記載する主な内容】  
・嘉瀬川で今後実施する治水対策(目標、整備内容など)  
※佐賀県管理区間(官人橋～嘉瀬川ダム下流)の整備も含みます  
※詳細については、説明会にて説明させていただきます  
※河川整備計画の見直し案については、インターネットや市役所等でも閲覧・ご意見いただけるようになります

(参考)河川整備計画策定までの流れ

```
graph TD; A[河川整備計画(原案)の公表] --> B[地域のみなさんからのご意見]; A --> C[学識経験者からのご意見]; B --> D[河川整備計画(案)の決定]; C --> D; D --> E[地方公共団体の長からのご意見]; E --> F[河川整備計画の決定・公表]
```

自治会を通じた回覧や配付による周知

ホーム > くらしの情報 > 道路・河川 > 嘉瀬川水系河川整備計画(変更原案)が公表されました

### くらしの情報

メニューでござる

### 道路・河川

- 道路
- 河川
- 法定外公共物(里道・水路)の占用、用途廃止など
- 道路・河川敷地などとの境界確認
- 嘉瀬川水系河川整備計画(変更原案)が公表されました

サイト内検索

検索

サイト内検索の使い方

### 問い合わせ

小城市役所 建設課(東館1階)  
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2  
電話番号:0952-37-6120 フax番号:0952-37-6165  
メール:kensetsu@city.ogi.lg.jp

※「用語解説」に関するご質問・ご要望は、[Weblio](#)へお問い合わせください。

### 関連情報へのリンク

佐賀河川事務所HP : <https://www.qsr.mlit.go.jp/saga/>

関係市のホームページ掲載による周知

## 2. 意見聴取等の実施方法

### ② 意見箱の設置による意見聴取

#### (1) 意見箱による意見募集の概要

|             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 【1】 意見募集の対象 | 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）           |
| 【2】 意見募集の期間 | 令和7年10月27日(月)～令和7年11月26日(水) |

#### (3) 意見箱の設置状況



#### (2) 閲覧場所及び意見箱の備え付け場所

|           | 閲覧場所             | 住 所                | 備考（閲覧可能時間）                         |
|-----------|------------------|--------------------|------------------------------------|
| 国土<br>交通省 | 佐賀河川事務所1階        | 佐賀市兵庫南二丁目1番34号     | 8 : 30<br>～<br>17 : 15<br>(土日祝日除く) |
|           | 佐賀河川事務所嘉瀬川出張所    | 佐賀市久保田町新田三本松松龍86   |                                    |
|           | 佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管理支所 | 佐賀市富士町畠瀬1-1        |                                    |
|           | さが水ものがたり館        | 佐賀市大和町大字尼寺3247     |                                    |
| 佐賀県       | 佐賀県庁1階           | 佐賀市城内1丁目1-59       | 8 : 30<br>～<br>17 : 15<br>(土日祝日除く) |
|           | 佐賀土木事務所1階        | 佐賀市八戸2-2-67        |                                    |
| 佐賀市       | 佐賀市役所2階 総務法制課    | 佐賀市栄町1番1号          | 8 : 30<br>～<br>17 : 15<br>(土日祝日除く) |
|           | 大和支所             | 佐賀市大和町大字尼寺1870番地   |                                    |
|           | 富士支所             | 佐賀市富士町大字古湯2685番地   |                                    |
|           | 川副支所             | 佐賀市川副町大字鹿江620番地1   |                                    |
|           | 東与賀支所            | 佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地 |                                    |
|           | 久保田支所            | 佐賀市久保田町大字新田3331番地3 |                                    |
| 小城市       | 小城市役所東館1階 建設課    | 小城市三日月町長神田2312番地2  |                                    |

## 2. 意見聴取等の実施方法

### ③ ホームページからの意見聴取

#### 佐賀河川事務所ホームページ

国土交通省 九州地方整備局  
佐賀河川事務所

AA文字サイズ 標準 大 特大 背景色 白 青 黒 サイトマップ  
Qサイト内検索 検索 リンク集



嘉瀬川



嘉瀬川2



城原川2



嘉瀬川ダム2  
嘉瀬川水系嘉瀬川・嘉瀬川ダム



佐賀河川事務所で行っている事業です



#### 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）について

近年の降雨状況等を踏まえ、佐賀市及び小城市を流れる嘉瀬川について、気候変動による降雨量の増加を考慮したうえで、今後概ね20年間の整備目標と具体的な整備内容等を定めた、「嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）」をとりまとめました。

つきましては、この変更原案について、地域の皆様から幅広いご意見を伺い、地域に根ざした計画にしたいと考えておりますので、たくさんのご意見をお寄せください。

変更原案及びパンフレットは以下より閲覧できます。

- [嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）](#)
- [嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）概要パンフレット](#)

#### 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）に対する意見募集

##### ■住民説明会による意見募集

- 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）の内容について説明させていただきます。
- 説明後、意見交換の時間を設けるほか、アンケートを配付いたします。

※いずれも同じ内容となりますのでご都合つきやすい日にご参加ください。

| 日時            | 時間            | 場所              | 住所                    |
|---------------|---------------|-----------------|-----------------------|
| 令和7年11月11日（火） | 19時00分～20時30分 | 小城市役所大会議室       | 小城市三日月町長神田2312番地2     |
| 令和7年11月12日（水） | 19時00分～20時30分 | 佐賀市立久保田公民館 大会議室 | 佐賀市久保田町新田3331-3       |
| 令和7年11月13日（木） | 19時00分～20時30分 | 佐賀市立春日公民館 大会議室  | 佐賀市大和町尼寺1875          |
| 令和7年11月18日（火） | 19時00分～20時30分 | アバンセ ホール        | 佐賀市天神三丁目2-11(どんどんの森内) |

##### ■webアンケートによる意見募集

- 意見募集期間：令和7年10月27日（月）～令和7年11月26日（水）17時まで
- 下記のURLまたはQRコードからアンケートにご記入をお願いいたします。

##### 【webアンケートフォーム】

URL : <https://forms.office.com/r/8NZEPExbsM>



## 2. 意見聴取等の実施方法

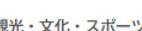
### 佐賀県ホームページ



人を大切に、  
世界に誇れる 佐賀づくり

Foreign Language 防災 救急

背景色 A A 標準 文字サイズ 拡大



ホーム > 分類から探す > 県土・まちづくり > 河川・砂防 > 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）に対する御意見を募ります  
ホーム > 組織(部署)から探す > 県土整備部 > 河川砂防課 > 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）に対する御意見を募ります

#### 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）に対する御意見を募集します

最終更新日：2025年10月27日 | 県土整備部 河川砂防課 TEL：0952-25-7161 FAX：0952-25-7277 E-mail：kasensabou@pref.saga.lg.jp

佐賀県と国土交通省九州地方整備局佐賀河川事務所では、近年の降雨状況等を踏まえ、佐賀市街地や小城市を度の向上を目指し、具体的な整備内容等を定めた「嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）」を作成しました。この御意見を下記のとおり募集します。

#### 意見募集について

##### 1. 募集期間

令和7年10月27日（月曜日）～令和7年11月26日（水曜日）

##### 2. 変更原案の閲覧等

（変更原案）

[嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）概要パンフレット](#) (PDF: 7.38メガバイト)

[嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）](#) (PDF: 30.79メガバイト)

佐賀河川事務所のホームページでも閲覧可能です。（[佐賀河川事務所HP](#) (外部リンク)

##### 3. ご意見の提出方法

(1) 各閲覧場所での意見箱への投函

(2) アンケートフォームでの回答（[アンケートフォーム](#) (外部リンク)

(3) 説明会へのご参加

\*閲覧場所や説明会の詳細（[閲覧場所と説明会について](#) (PDF: 66.1キロバイト)）

このページに関する  
お問い合わせは

県土整備部 河川砂防課  
電話：0952-25-7161  
ファックス：0952-25-7277  
[kasensabou@pref.saga.lg.jp](#)

#### 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）の閲覧場所・意見募集について

- 佐賀市及び小城市に設置した閲覧場所（13箇所）は以下のとおりです。意見箱も閲覧場所に設置しています。
- 計画（変更原案）のほか、計画（変更原案）概要パンフレットも閲覧いただけます。

| 閲覧場所  | 住所               | 閲覧可能時間                            |
|-------|------------------|-----------------------------------|
| 国土交通省 | 佐賀河川事務所1階        | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
|       | 佐賀河川事務所嘉瀬川出張所    | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
|       | 佐賀河川事務所嘉瀬川ダム管理支所 | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
|       | さが水ものがたり館        | 9時30分～17時<br>月曜日休館日 ※月曜祝日の場合は翌火曜日 |
| 佐賀県   | 佐賀県庁1階           | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
|       | 佐賀土木事務所1階        | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
| 佐賀市   | 佐賀市役所 2階 総務法制課   | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
|       | 大和支所             | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
|       | 富士支所             | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
|       | 川副支所             | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
|       | 東与賀支所            | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
|       | 久保田支所            | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |
| 小城市   | 小城市役所東館1階 建設課    | 8時30分～17時15分（土日祝日除く）              |

- インターネットによる意見募集は以下のホームページをご覧ください。

佐賀河川事務所 : <https://www.sgr.mlit.go.jp/saga/>

佐賀県河川砂防課 : <https://www.pref.saga.lg.jp/list00675.html>



- 計画（変更原案）の説明会を以下のとおり開催します。

佐賀河川事務所

佐賀県河川砂防課

| 日時            | 時間            | 場所              | 住所                    |
|---------------|---------------|-----------------|-----------------------|
| 令和7年11月11日（火） | 19時00分～20時30分 | 小城市役所大会議室       | 小城市三日月町長神田2312番地2     |
| 令和7年11月12日（水） | 19時00分～20時30分 | 佐賀市立久保田公民館 大会議室 | 佐賀市久保田町新田3331-3       |
| 令和7年11月13日（木） | 19時00分～20時30分 | 佐賀市立春日公民館 大会議室  | 佐賀市大和町尼寺1875          |
| 令和7年11月18日（火） | 19時00分～20時30分 | アバンセ ホール        | 佐賀市天神三丁目2-11(どんどんの森内) |

## 2. 意見聴取等の実施方法

### ④ 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）概要版パンフレットとアンケート・ご意見 記入用紙

# 嘉瀬川

KASEGAWA

このパンフレットは、「嘉瀬川水系河川整備計画  
【変更原案】」の内容を嘉瀬川流域にお住まいの皆様  
にお知らせするために作成したものです。

嘉瀬川のこれからのかづくりについてご意見をお  
聞かせください。

嘉瀬川水系河川整備計画  
【変更原案】



国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所  
佐賀県

### 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）に対する アンケート・ご意見 記入用紙

よろしければ下記アンケートにご協力ください。

#### ■記入される方の情報

| ご記入日：令和 年 月 日 |                                   |                                  |  |
|---------------|-----------------------------------|----------------------------------|--|
| ① 性別          | <input type="checkbox"/> 男性       | <input type="checkbox"/> 女性      | <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 回答しない                            |
| ② 年齢          | <input type="checkbox"/> 10代以下    | <input type="checkbox"/> 20代     | <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 |
|               | <input type="checkbox"/> 60代      | <input type="checkbox"/> 70代     | <input type="checkbox"/> 80代以上   |
| ③ 職業          | <input type="checkbox"/> 会社員      | <input type="checkbox"/> 公務員     | <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 学生   |
|               | <input type="checkbox"/> アルバイト    | <input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
| ④ 住所          | <input type="checkbox"/> 都道府県 ( ) |                                  | *佐賀県など   |
|               | <input type="checkbox"/> 市町村 ( )  |                                  | *佐賀市など   |
|               | <input type="checkbox"/> 町域 ( )   |                                  | *大和町尼寺など   |

#### ■嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）に対するご意見

| ⑤ 意見箇所<br>章 | ⑥ 意見内容（横書きで記載してください） |  |
|-------------|----------------------|--|
|             | ページ                  |  |
|             |                      |  |

ご協力ありがとうございました。

下記QRコードからも  
ご確認いただけます。



佐賀河川事務所  
ホームページ

佐賀県  
ホームページ

国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 流域治水課  
TEL:0952-41-8801(代表) FAX: 0952-41-8802

### 3. 意見聴取結果の概要（学識者懇談会における意見の概要）

▶令和7年10月23日に開催した学識者懇談会でいただいた意見への対応は以下のとおり。

| 分野 | 学識者懇談会における意見   | いただいた意見への対応   |
|----|--|---|
| 環境 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 嘉瀬川の水環境について、次の計画を立案するときの方向付けが見えてくるよう、水そのものの関連付けからの課題を記載してほしい。また、北山ダムとも関連付けて治水・利水の統合運用も考えるべき。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 嘉瀬川の流量管理にあたっての現状と課題を追記したほか、嘉瀬川ダムの弾力的な運用を含む総合的な水管理のあり方を考える必要がある旨を本文2.2に追記しました。</li></ul>   |
|    | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 気候変動により渇水への影響が増加しているように感じるので、対策を記載してほしい。</li></ul>   | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 渇水対策の必要性及び渇水時の対応について、本文2.1.11、2.2、3.4、4.2.2などに記載しており、渇水等の発生時において、被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進することとしています。</li></ul> |
|    | <ul style="list-style-type: none"><li>■ ネイチャーポジティブや生態系ネットワークについて、嘉瀬川における取組を記載してほしい。</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 干渉やワンドなど、良好な河川環境の保全・創出などとネイチャーポジティブを関連付けるよう、本文3.5などに記載を追記したほか、生態系ネットワーク形成について、5.9などに嘉瀬川における取組の方向性を追記しました。</li></ul>   |

※青字の意見を踏まえて本文を一部追記

### 3. 意見聴取結果の概要（学識者懇談会における意見の概要）

| 分野 | 学識者懇談会における意見  | いただいた意見への対応   |
|----|---|---|
| 環境 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 環境定量目標で場所（面積）の増加をあげているが、場所を増やすのが目的ではなく、生物がその場所に棲みつくための手段であるため、今後も継続的に河川水辺の国勢調査を実施するなどして、環境が創出された場所を確認してほしい。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 環境創出後の経過監視について、河川水辺の国勢調査などを実施する旨を本文4.3.3などに記載しております。</li></ul>              |
|    | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 横断工作物の影響で、アユくらいしか遡上できていないため、魚道の改良も記載してほしい。</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 魚類の遡上の状況を継続的に把握しながら、必要に応じて魚道の改良等により縦断方向の連続性を確保する旨を本文3.5などに追記しました。</li></ul> |

※青字の意見を踏まえて本文を一部追記

## 4. 意見聴取結果を踏まえた見直しについて（学識者懇談会における意見）

| いただいたご意見   | 見直し内容   |
|--|---|
| 嘉瀬川の水環境について、次の計画を立案するときの方向付けが見えてくるよう、水そのものの関連付けからの課題を記載してほしい。また、北山ダムとも関連付けて治水・利水の統合運用も考えるべき。 | 嘉瀬川の流量管理にあたっての現状と課題を追記したほか、嘉瀬川ダムの弾力的な運用を含む総合的な水管理のあり方を考える必要がある旨を本文2.2に追記しました。 |

### 原案P44

#### 2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

##### 2.2.1 河口水の利用

嘉瀬川の水利用は古くから行われ、我国屈指の穀倉地帯である佐賀平野を有していることから、かんがい用水等に広く利用されてきました。現在でも嘉瀬川の水利用は発電、かんがい、都市用水等多岐にわたっています。また、この地域の地形的な特徴から、河口水を供給する場である山地に対して、水を利用する場である平地の割合が大きく、水需要に対して河口水のみの供給では厳しい状況でした。このため古くから、ため池利用、クリーク利用、アオ取水、地下水利用などと組み合わせた利用が行われてきました。

その後、かんがい用水の安定確保のため、国営嘉瀬川農業水利事業による北山ダムや幹線用水路の整備が進み、佐賀地域のかんがい用水は確保されてきました。一方で、佐賀西部地域では軟弱地盤における地下水のくみ上げの影響により、広域的な地盤沈下が課題となっていましたが、佐賀導水路や嘉瀬川ダムが完成し、かんがい用水及び水道用水を表流水へ転換したことにより、地盤沈下の抑制が図られています。引き続き、地下水情報を把握したうえで流域での一体管理を進める必要があります。

現在においても、嘉瀬川の水利用は発電、かんがい、都市用水と多岐にわたっており、嘉瀬川及び派川多布施川の流水の正常な機能の維持のための水量確保とあわせ、北山ダム及び近年完成した嘉瀬川ダム、佐賀導水路及びため池やクリーク等の周辺地域内の水源による総合的な水管理は重要なものとなっています。

池森地点における過去 10 年間（平成 26 年（2014 年）～令和 5 年（2023 年））の流況は、平均低水流量<sup>\*1</sup> 約 2.9m<sup>3</sup>/s、平均渴水流量<sup>\*2</sup> 約 2.3m<sup>3</sup>/s で、年総流出量の平均は約 2.9 億 m<sup>3</sup> となっており、同期間における嘉瀬川からの年総取水量<sup>\*3</sup> の平均は約 10.6 億 m<sup>3</sup> となっています。

また、平成 24 年（2012 年）に嘉瀬川ダムが完成しており、嘉瀬川ダム完成前（昭和 63 年（1998 年）～平成 23 年（2011 年））と完成後（平成 24 年（2012 年）～令和 4 年（2022 年））を比較すると、平均渴水流況が嘉瀬川ダムからの補給により安定していることが確認されています。一方で、小雨によりダムの貯水量が大幅に減少し、水利用への影響が予測されたことに伴い、平成 29 年（2017 年）から令和 4 年（2022 年）にかけて、5 回の渴水調整により河川からの取水制限等の措置を行っています。

今後の気候変動による降雨の極端化に伴い、日頃から適正かつ有効な水管理に努めるとともに、嘉瀬川水系における利水安全度の分析や、異常渴水に備えた水管理のあり方について考える必要があります。

### 変更案P44

#### 2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

##### 2.2.1 河口水の利用

嘉瀬川の水利用は古くから行われ、我国屈指の穀倉地帯である佐賀平野を有していることから、かんがい用水等に広く利用されてきました。この地域の地形的な特徴から、河口水を供給する場である山地に対して、水を利用する場である平地の割合が大きく、水需要に対しても河口水のみの供給では厳しい状況でした。このため古くからため池利用、クリーク利用、アオ取水、地下水利用などと組み合わせた水利用が行われてきました。

その後、かんがい用水の安定確保のため、国営嘉瀬川農業水利事業による北山ダムや幹線用水路の整備が進み、川上頭首工への取水口の合口化により用水管理を一元化し、佐賀地域のかんがい用水は確保されてきました。また、佐賀西部地域では、かんがい用水と都市用水を地下水に依存していた影響により、広域的な地盤沈下が課題となっていましたが、佐賀導水路や嘉瀬川ダムからの補給水による表流水への取水転換により、地盤沈下の抑制が図られており、引き続き、地下水情報を把握したうえで流域での水の一体管理を進めることが重要であり、必要です。

このように、佐賀平野では地形的条件から水資源が乏しいなかで、これまでかんがい用水や都市用水の安定確保を進めてきた一方で、川上頭首工より下流の区間では動植物の生息・生育・繁殖に必要な河川維持流量の安定や佐賀市内水路網の水量不足が度々課題となっていました。

池森地点における過去 10 年間（平成 26 年（2014 年）～令和 5 年（2023 年））の流況は、平均低水流量<sup>\*1</sup> 約 2.9m<sup>3</sup>/s、平均渴水流量<sup>\*2</sup> 約 2.3m<sup>3</sup>/s で、年総流出量の平均は約 2.9 億 m<sup>3</sup> となっており、同期間における嘉瀬川からの年総取水量<sup>\*3</sup> の平均は約 10.6 億 m<sup>3</sup> となっています。

また、平成 24 年（2012 年）に嘉瀬川ダムが完成しており、嘉瀬川ダム完成前（昭和 63 年（1998 年）～平成 23 年（2011 年））と完成後（平成 24 年（2012 年）～令和 4 年（2022 年））を比較すると、平均渴水流況が嘉瀬川ダムからの補給により安定していることが確認されています。一方で、小雨によりダムの貯水量が大幅に減少し、水利用への影響が予測されたことに伴い、平成 29 年（2017 年）から令和 4 年（2022 年）にかけて、5 回の渴水調整により河川からの取水制限等の措置を行っています。

河川の流量管理にあたっては、佐賀導水路や嘉瀬川ダムからの不特定用水の補給により、嘉瀬川及び多布施川の河川維持流量の確保については改善してきたものの、近年においても渴水による流況悪化が発生しており、また、近隣流域も含め、冬期の渴水も顕著にみられることから、利水関係者との水利用の調整に関する協力体制の構築や、河川環境や水質等の調査・分析を継続的に行い、地域や流域の状況変化も踏まえ、水利用と河川環境が調和した適正な流量管理に務める必要があります。

さらに、今後の気候変動による降雨の極端化に伴い、日頃から適正かつ有効な水管理に努めるとともに、嘉瀬川ダムの弾力的な運用に加え、北山ダム及び佐賀導水路、周辺地域のため池やクリークを含め、関係機関などの理解と協力・協働による総合的な水管理のあり方にについて考える必要があります。

## 4. 意見聴取結果を踏まえた見直しについて（学識者懇談会における意見）

| いただいたご意見                                    | 見直し内容   |
|---|---|
| ネイチャーポジティブや生態系ネットワークについて、嘉瀬川における取組を記載してほしい。 | 干潟やワンドなど、良好な河川環境の保全・創出などとネイチャーポジティブを関連付けるよう、本文3.5などに記載を追記したほか、生態系ネットワーク形成について、5.9などに嘉瀬川における取組の方向性を追記しました。 |

### 原案P55

#### 2.3 河川環境の現状と課題

##### 2.3.1 河川環境

###### (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

###### ① 下流部（河口から嘉瀬川大堰までの感潮区間）

汽水域となる下流部は、干拓地の田園地帯を流下し、有明海へと注いでいます。有明海特有の大きな干満差の影響を受けた、広大な干潟が広がっており、水際にはヨシ原が繁茂しています。干潟にはムツゴロウ、アリアケヒメシラウオ、ヤベガワモチ、シギ・チドリ類等が生息・繁殖し、ヨシ原にはオオヨシキリ等が生息・繁殖しています。

また、嘉瀬川、本庄江、八田江の河口及びその周辺の海岸に発達する「東よか干潟」は、平成27年（2015年）にラムサール条約湿地に登録されています。

嘉瀬川における干潟面積は、近年減少傾向で、令和3年度（2021年度）時点では約96.2haとなっており、干潟環境に依存するムツゴロウ、ヤベガワモチ、シギ・チドリ類等の生息場として、干潟を保全・創出していく必要があります。

### 変更案P55

#### 2.3 河川環境の現状と課題

##### 2.3.1 河川環境

平成9年（1997年）の河川法改正により、治水や利水と同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境の取組を進めてきました。

今後は、従来の取組に加え、気候変動による影響やネイチャーポジティブに向けた国際的な動きなどの社会経済情勢等の変化を踏まえ、流域治水の取組とあわせたグリーンインフラの取組を進める必要があります。

###### (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

###### ① 下流部（河口から嘉瀬川大堰までの感潮区間）

汽水域となる下流部は、干拓地の田園地帯を流下し、有明海へと注いでいます。有明海特有の大きな干満差の影響を受けた、広大な干潟が広がっており、水際にはヨシ原が繁茂しています。干潟にはムツゴロウ、アリアケヒメシラウオ、ヤベガワモチ、シギ・チドリ類等が生息・繁殖し、ヨシ原にはオオヨシキリ等が生息・繁殖しています。

また、嘉瀬川、本庄江、八田江の河口及びその周辺の海岸に発達する「東よか干潟」は、平成27年（2015年）にラムサール条約湿地に登録されています。

嘉瀬川における干潟面積は、近年減少傾向で、令和3年度（2021年度）時点では約96.2haとなっており、干潟環境に依存するムツゴロウ、ヤベガワモチ、シギ・チドリ類等の生息場として、干潟を保全・創出していく必要があります。

# 4. 意見聴取結果を踏まえた見直しについて（学識者懇談会における意見）

## いただいたご意見

- ・ネイチャーポジティブや生態系ネットワークについて、嘉瀬川における取組を記載してほしい。
- ・横断工作物の影響で、アユくらいしか遡上できていないため、魚道の改良も記載してほしい。

## 見直し内容

- ・干渉やワンドなど、良好な河川環境の保全・創出などとネイチャーポジティブを関連付けるよう、本文3.5などに記載を追記したほか、生態系ネットワーク形成について、5.9などに嘉瀬川における取組の方向性を追記しました。
- ・魚類の遡上の状況を継続的に把握しながら、必要に応じて魚道の改良等により縦断方向の連続性を確保する旨を本文3.5などに追記しました。

## 原案P88

### 3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

#### (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の考え方として、まず環境特性が類似している区間を「河川環境区分」としてひとまとめにし、区分ごとに最も環境が良好な区間を「代表区間」として以下の表のとおり設定します。

表 3.5.1 河川環境区分毎の代表区間

| 河川区分  | 河川環境区分 | 位置                            | 代表区間       | 代表区間ににおける主な環境  |
|-------|--------|-------------------------------|------------|--|
| 下流区間  | 区分1    | 嘉瀬川0.0~5.6km                  | 嘉瀬川1~2km   | ・有明海固有種のアリアケヒメシラウオが生息する汽水域<br>・希少貝類（ヤベガワモチ、センベイアワモチ、クリイロコミミガイ等）、干潟性シギ・チドリ類等が生息する干潟<br>・オオヨシキリ等が生息するヨシ原 |
| 中流区間1 | 区分2    | 嘉瀬川5.6~11.0km<br>祇園川0.0~1.0km | 嘉瀬川6~7km   | ・ヤリタナゴ、イシガイ等が生息するワンド・たまり<br>・アリアケシスマジマドジョウ等が生息する水生植物帶  |
| 中流区間2 | 区分3    | 嘉瀬川11.0~16.6km                | 嘉瀬川13~14km | ・アユ等が生息する瀬・淵<br>・ヤリタナゴ、イシガイ等が生息するワンド・たまり   |

その上で、この代表区間をはじめとして良好な環境を保全するとともに、河川環境を改善すべき箇所は環境の改善を図るなど、多自然川づくりを基本として、河川環境全体の底上げを図ります。

また、流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好な動植物等の生息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、河川環境が劣化傾向にある箇所は、河川改修等により良好な環境を創出するほか、樋門等の改築による横断方向の連続性を確保します。

さらに、適切なモニタリングの実施により、動植物の生息・生育・繁殖の場の状況の把握に努めるとともに、流量の変動や土砂の移動などによる河川の作用も考慮し、それらの作用による変化に応じて、順応的な整備・保全を行います。

自然災害発生時には、多自然川づくりアドバイザー制度の活用等を通じて、災害復旧時にも多自然川づくりを徹底します。

また、横断工作物によるアユ等の回遊魚をはじめとする魚類等の遡上・産卵環境への影響を継続的に把握するとともに、瀬・淵・ワンド・水際等の遡上・産卵環境の保全・創出を図り、流域が一体となって生態系ネットワークの形成に寄与する川づくりを行います。

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出に向けた目標として、具体的には、以下のとおりとします。なお、各区間において生息・生育する生物の種数など生態系全体を考慮して河川環境の保全・創出に努めます。

## 変更案P88

### 3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

#### (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の考え方として、まず環境特性が類似している区間を「河川環境区分」としてひとまとめにし、区分ごとに最も環境が良好な区間を「代表区間」として以下の表のとおり設定します。

表 3.5.1 河川環境区分毎の代表区間

| 河川区分  | 河川環境区分 | 位置                            | 代表区間       | 代表区間ににおける主な環境  |
|-------|--------|-------------------------------|------------|--|
| 下流区間  | 区分1    | 嘉瀬川0.0~5.6km                  | 嘉瀬川1~2km   | ・有明海固有種のアリアケヒメシラウオが生息する汽水域<br>・希少貝類（ヤベガワモチ、センベイアワモチ、クリイロコミミガイ等）、干潟性シギ・チドリ類等が生息する干潟<br>・ムツゴロウ、オオヨシキリ等が生息するヨシ原 |
| 中流区間1 | 区分2    | 嘉瀬川5.6~11.0km<br>祇園川0.0~1.0km | 嘉瀬川6~7km   | ・ヤリタナゴ、イシガイ等が生息するワンド・たまり<br>・アリアケシスマジマドジョウ等が生息する水生植物帶  |
| 中流区間2 | 区分3    | 嘉瀬川11.0~16.6km                | 嘉瀬川13~14km | ・アユ等が生息する瀬・淵<br>・ヤリタナゴ、イシガイ等が生息するワンド・たまり   |

その上で、この代表区間をはじめとして良好な環境を保全するとともに、河川環境を改善すべき箇所は環境の改善を図るなど、多自然川づくりを基本として、河川環境全体の底上げを図ります。

また、流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する瀬・淵・ワンド・水際等良好な動植物等の生息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、河川環境が劣化傾向にある箇所は、河川改修等により良好な環境を創出するほか、横断工作物によるアユ等の回遊魚をはじめとする魚類等の遡上・産卵環境への影響を継続的に把握し、必要に応じて魚道の改良及び樋門の改築等による縦横断方向の連続性を確保するなど、ネイチャーポジティブを踏まえた取組を進めます。

さらに、適切なモニタリングの実施により、動植物の生息・生育・繁殖の場の状況の把握に努めるとともに、流量の変動や土砂の移動などによる河川の作用も考慮し、それらの作用による変化に応じて、順応的な整備・保全を行います。

自然災害発生時には、多自然川づくりアドバイザー制度の活用等を通じて、災害復旧時にも多自然川づくりを徹底します。

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出に向けた目標として、具体的には、以下のとおりとします。なお、各区間において生息・生育する生物の種数など生態系全体を考慮して河川環境の保全・創出に努めます。

## 4. 意見聴取結果を踏まえた見直しについて（学識者懇談会における意見）

| いただいたご意見  | 見直し内容   |
|---|---|
| ネイチャーポジティブや生態系ネットワークについて、嘉瀬川における取組を記載してほしい。   | 干潟やワンドなど、良好な河川環境の保全・創出などとネイチャーポジティブを関連付けるよう、本文3.5などに記載を追記したほか、生態系ネットワーク形成について、5.9などに嘉瀬川における取組の方向性を追記しました。   |
| <b>原案P93</b><br><br>4.1.4 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備<br><br>河川環境の整備と保全については、河道内の植生、瀬・淵などが豊かな自然環境や景観を形成し、多様な生物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水、利水との調和を図りつつ、河川水辺の国勢調査、土砂移動やガタ土の堆積に関する調査など継続的調査の実施により、水量や土砂、生態系などの変化を把握し、流域住民と連携し、学識経験者等の意見を聞きながら、動植物の良好な生息・生育環境の保全・創出に努めます。また、この取組が有明海の環境保全にも資するよう努めます。<br><br>河川空間の適正な利用については、流域内における人々の生活の基盤や歴史、風土を形成してきた嘉瀬川の恵みを活かしつつ、河川空間・ダムを利用した自然体験や環境学習、水面・高水敷利用などの利活用機能の保全・創出に努めていきます。<br><br>また、川と人のふれあい、自然観察や学校教育の場など多面的な利用が期待される石井樋等の拠点整備において、地域住民などと連携し、上下流をつなぎ、安全に配慮した川づくりを進めています。<br><br>さらに、すでに地域住民に利用されている河川敷公園や水辺の楽校、水遊び場や釣り場として利用されている湛水域など、川や自然とふれあえる河川空間の維持、保全を図っていきます。<br><br>近年、河川への不法投棄が課題となっているため、不法投棄対策としてゴミ問題に対する啓発活動を積極的に実施し、未然防止に努めます。洪水時等におけるゴミや流草木などの流出に関しても、関係機関と連携し、迅速な処理に努めます。<br><br>河川環境の整備にあたっては、個々のプロジェクト毎に具体的な計画を立て実行し、活動内容を見直し、改善を行い、より良い整備を行っていくものとします。<br><br>水質については、継続的に調査を行うとともに、関係機関と広く情報を共有するとともに、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質改善意識の啓発、汚濁負荷の削減等に努めるとともに、水質事故対策の充実を図ります。<br><br>良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ歴史的遺構である尼寺林（水害防備林）や石井樋、川上峡などと調和した河川景観の保全・創出に努めます。<br><br>嘉瀬川には豊かな自然、多くの歴史的遺構があり、これらを河川の有する連続性を活かし繋ぐことにより、河川を中心としたネットワーク整備を行っていきます。 | <b>変更案P93</b><br><br>4.1.4 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備<br><br>河川環境の整備と保全については、河道内の植生、瀬・淵などが豊かな自然環境や景観を形成し、多様な生物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水、利水との調和を図りつつ、河川水辺の国勢調査、土砂移動やガタ土の堆積に関する調査など継続的調査の実施により、水量や土砂、生態系などの変化を把握し、流域住民と連携し、学識経験者等の意見を聞きながら、動植物の良好な生息・生育環境の保全・創出に努めます。また、この取組が有明海の環境保全にも資するよう努めます。<br><br>河川空間の適正な利用については、流域内における人々の生活の基盤や歴史、風土を形成してきた嘉瀬川の恵みを活かしつつ、河川空間・ダムを利用した自然体験や環境学習、水面・高水敷利用などの利活用機能の保全・創出に努めていきます。<br><br>また、川と人のふれあい、自然観察や学校教育の場など多面的な利用が期待される石井樋等の拠点整備において、地域住民などと連携し、上下流をつなぎ、安全に配慮した川づくりを進めています。<br><br>さらに、すでに地域住民に利用されている河川敷公園や水辺の楽校、水遊び場や釣り場として利用されている湛水域など、川や自然とふれあえる河川空間の維持、保全を図っていきます。<br><br>近年、河川への不法投棄が課題となっているため、不法投棄対策としてゴミ問題に対する啓発活動を積極的に実施し、未然防止に努めます。洪水時等におけるゴミや流草木などの流出に関しても、関係機関と連携し、迅速な処理に努めます。<br><br>河川環境の整備にあたっては、個々のプロジェクト毎に具体的な計画を立て実行し、活動内容を見直し、改善を行い、より良い整備を行っていくものとします。<br><br>水質については、継続的に調査を行うとともに、関係機関と広く情報を共有するとともに、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質改善意識の啓発、汚濁負荷の削減等に努めるとともに、水質事故対策の充実を図ります。<br><br>良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ歴史的遺構である尼寺林（水害防備林）や石井樋、川上峡などと調和した河川景観の保全・創出に努めます。<br><br>嘉瀬川周辺には、ラムサール条約湿地である「東よか干潟」、天山や脊振山の自然公園などの豊かな自然、石井樋等多くの歴史的遺構や古くから佐賀の水利用に活用されてきたクリークなどがあり、これらを河川の有する連続性を活かし繋ぐことにより、河川を中心としたネットワークの形成を行っていきます。 |

# 4. 意見聴取結果を踏まえた見直しについて（学識者懇談会における意見）

| いただいたご意見  | 見直し内容   |
|---|---|
| <p>・ネイチャーポジティブや生態系ネットワークについて、嘉瀬川における取組を記載してほしい。<br/>・横断工作物の影響で、アユくらいしか遡上できていないため、魚道の改良も記載してほしい。</p>   | <p>・干渉やワンドなど、良好な河川環境の保全・創出などとネイチャーポジティブを関連付けるよう、本文3.5などに記載を追記したほか、生態系ネットワーク形成について、5.9などに嘉瀬川における取組の方向性を追記しました。<br/>・魚類の遡上の状況を継続的に把握しながら、必要に応じて魚道の改良等により縦断方向の連続性を確保する旨を本文3.5などに追記しました。</p>  |
| <p><b>原案P108</b></p> <p>4.2.3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備<br/>(1) 河川環境の整備と保全・創出</p> <p>多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全するため、掘削形状を工夫し、水際部は縦横断方向に変化を付けて複雑化する等、学識経験者等の意見を聴きながら、保全・創出策を講じます。実施にあたっては、多自然川づくりを基本として、瀬と淵、水生植物帯やワンド・たまり環境などの良好な河川環境の保全・創出を図り、魚類等の遡上・降下に配慮して河川の上下流・横断方向の連続性の確保に努め、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進します。</p> <p>下流部（河口から嘉瀬川大堰までの感潮区間）は、干渉環境においてムツゴロウ、アリアケヒメシラウオ、ヤベガワモチ、シギ・チドリ類等が生息・繁殖することを踏まえ、河川整備では、現状の干渉環境約 96.2ha を保全するとともに、新たに約 5.9ha を創出します。</p> <p>中流部（嘉瀬川大堰から大臣管理区間上流端 官人橋までの区間）は、ワンド・たまりにアザサ群落が分布し、タナゴ類や産卵母貝（イシガイ科二枚貝）、アリアケスジシマドジョウといった貴重な魚類が生息・繁殖することを踏まえ、河川整備では現状のワンド・たまり約 0.4ha を保全するとともに、新たに約 0.5ha を創出します。また、アユ等の産卵場及びタナゴ類の生息・繁殖環境となる、瀬と淵、水生植物帯の保全・創出に努めます。</p> <p>上流部（大臣管理区間上流端 官人橋から山間部を含む区間）は、ヤマメやアユ等の生息・繁殖環境である早瀬や河床環境の保全に努めます。</p> <p>さらに、嘉瀬川では河川水辺の国勢調査において外来種であるセイタカアワダチソウ等が確認されているほか、特定外来生物ではカダヤシ、ブルーギルやオオクチバスが確認されています。</p> <p>外来種の侵入により、在来種への影響を及ぼすことがこれまで多くの事例から明らかにされているため、外来種のモニタリング調査を継続し、在来種への影響を軽減できるよう関係機関等と連携して適切に対応していきます。</p> <p>なお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあるため、工事や外来種対策などの実施前後に河川環境のモニタリングを実施し、河川の作用による変化に応じて順応的な管理を行うものとします。</p> | <p><b>変更案P108</b></p> <p>4.2.3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備<br/>(1) 河川環境の整備と保全・創出</p> <p>多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全するため、掘削形状を工夫し、水際部は縦横断方向に変化を付けて複雑化する等、学識経験者等の意見を聴きながら、保全・創出策を講じます。実施にあたっては、多自然川づくりを基本として、瀬と淵、水生植物帯やワンド・たまり環境などの良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、魚類等の遡上・降下に配慮して、必要に応じて魚道の改良及び樋管の改築等を行い、河川の上下流・横断方向の連続性を確保するなど、ネイチャーポジティブの観点から、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進します。</p> <p>下流部（河口から嘉瀬川大堰までの感潮区間）は、干渉環境においてムツゴロウ、アリアケヒメシラウオ、ヤベガワモチ、シギ・チドリ類等が生息・繁殖することを踏まえ、河川整備では、現状の干渉環境約 96.2ha を保全するとともに、新たに約 5.9ha を創出します。</p> <p>中流部（嘉瀬川大堰から大臣管理区間上流端 官人橋までの区間）は、ワンド・たまりにアザサ群落が分布し、タナゴ類や産卵母貝（イシガイ科二枚貝）、アリアケスジシマドジョウといった貴重な魚類が生息・繁殖することを踏まえ、河川整備では現状のワンド・たまり約 0.4ha を保全するとともに、新たに約 0.5ha を創出します。また、アユ等の産卵場及びタナゴ類の生息・繁殖環境となる、瀬と淵、水生植物帯の保全・創出に努めます。</p> <p>上流部（大臣管理区間上流端 官人橋から山間部を含む区間）は、ヤマメやアユ等の生息・繁殖環境である早瀬や河床環境の保全に努めます。</p> <p>さらに、嘉瀬川では河川水辺の国勢調査において外来種であるセイタカアワダチソウ等が確認されているほか、特定外来生物ではカダヤシ、ブルーギルやオオクチバスが確認されています。</p> <p>外来種の侵入により、在来種への影響を及ぼすことがこれまで多くの事例から明らかにされているため、外来種のモニタリング調査を継続し、在来種への影響を軽減できるよう関係機関等と連携して適切に対応していきます。</p> <p>なお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあるため、工事や外来種対策などの実施前後に河川環境のモニタリングを実施し、河川の作用による変化に応じて順応的な管理を行いうるものとします。</p> |

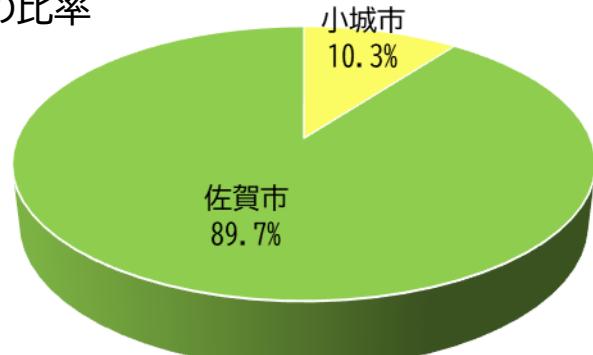
## 4. 意見聴取結果を踏まえた見直しについて（学識者懇談会における意見）

| いただいたご意見  | 見直し内容   |
|---|---|
| ネイチャーポジティブや生態系ネットワークについて、嘉瀬川における取組を記載してほしい。   | 干潟やワンドなど、良好な河川環境の保全・創出などとネイチャーポジティブを関連付けるよう、本文3.5などに記載を追記したほか、生態系ネットワーク形成について、5.9などに嘉瀬川における取組の方向性を追記しました。   |
| <b>原案P139</b><br><br>5.9 生態系ネットワークの形成<br><br>流域治水の推進に関連して、集水域や氾濫域における浸透・貯留空間、遊水空間（河道内の氾濫原、霞堤周辺域、堤内地のため池、谷戸、旧河道等）を生物多様性の向上に資する空間と捉え、生物の生息・生育・繁殖場所として機能するように整備・保全することが重要です。<br><br>そのため、河川が有する生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」に加え、広域の枠組みとして「河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」を進めていきます。<br><br>河川においては、渓流域から氾濫原・河口域までそれぞれに特有の生物相が存在するのみならず、多くの生物がその生活史を通じて、海と河川の間、河川本流と支流の間、河川流路と氾濫原の間等を移動しています。したがって、集水域・氾濫原で整備した生物の生息場をより効果的に保全するために、それぞれの空間を生態系ネットワークとして機能させることが必要です。特に、横断工作物、樋門・樋管等で分断されている箇所は、魚道の設置や段差の解消等により連続性を確保し、水系全体をネットワークとして連結するような整備を進め、集水域・氾濫原の生息環境を向上させることで、良好な生態系ネットワークの形成を図ります。<br><br>一方、生態系ネットワークの形成は、流域の住民、農業関係者、NPO、学校、企業、自治体、河川管理者等、様々な主体の連携が欠かせません。それぞれの取組を推進しながら連携強化を図ることで、豊かな自然環境や人と自然との触れ合い活動の場を提供しつつ、治水、地域への愛着の醸成、経済の活性化等、社会・経済上の効果にも繋げていきます。 | <b>変更案P139</b><br><br>5.9 生態系ネットワークの形成<br><br>流域治水の推進に関連して、集水域や氾濫域における浸透・貯留空間、遊水空間（河道内の氾濫原、霞堤周辺域、堤内地のため池、谷戸、旧河道等）を生物多様性の向上に資する空間と捉え、生物の生息・生育・繁殖場所として機能するように整備・保全することが重要です。<br><br>そのため、河川が有する生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」に加え、広域の枠組みとして「河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」を進めていきます。<br><br>河川においては、渓流域から氾濫原・河口域までそれぞれに特有の生物相が存在するのみならず、多くの生物がその生活史を通じて、海と河川の間、河川本流と支流の間、河川流路と氾濫原の間等を移動しています。したがって、集水域・氾濫原で整備した生物の生息場をより効果的に保全するために、それぞれの空間を生態系ネットワークとして機能させることができます。特に、横断工作物、樋門・樋管等で分断されている箇所は、魚道の設置や段差の解消等により連続性を確保し、水系全体をネットワークとして連結するような整備を進め、集水域・氾濫原の生息環境を向上させることで、良好な生態系ネットワークの形成を図ります。<br><br>嘉瀬川周辺には、河口部にラムサール条約湿地の「東よか干潟」、中流の佐賀平野には古くからかんがいなどの水利用に使われてきたクリーク、上流部には嘉瀬川ダムや北山ダムの湖面、天山、脊振山などの山麓部に自然公園があり、それらを活かした生態系ネットワークの形成を図ります。<br><br>生態系ネットワークの形成は、流域の住民、農林水産業関係者、NPO、学校、企業、自治体、河川管理者等、様々な主体の連携が欠かせません。それぞれの取組を推進しながら連携強化を図ることで、豊かな自然環境や人と自然との触れ合い活動の場を提供しつつ、治水、地域への愛着の醸成、経済の活性化等、社会・経済上の効果にも繋げていきます。 |

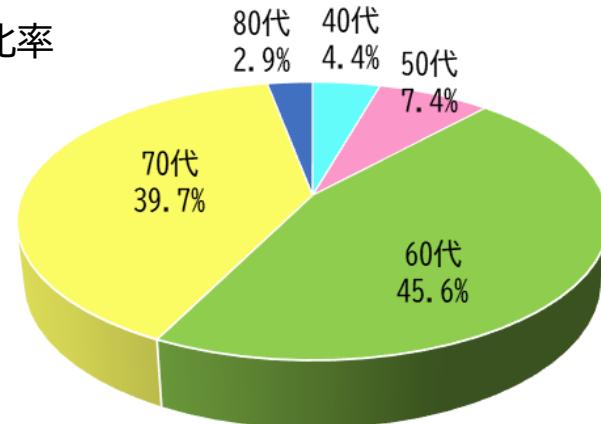
## 5. 意見聴取結果の概要（地域の皆様からの意見の概要）

- ▶ 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）に対し、地域の皆様から総数99件（意見箱への投函・FAXでの意見が7件、説明会における意見交換※で出た意見が36件、回収したアンケートが56件）の意見等をいただいた。※説明会では、意見交換の時間を設け、参加者から質問や意見をいただき、その場で回答しています
- ▶ そのうち、嘉瀬川の今後の治水計画等に関する意見等は54件であった（説明会への感想等は除く）。
- ▶ 意見集約の結果、佐賀市内に居住する方からの意見が約90%、60代以上の方からの意見が約85%であり、意見の内容としては、河川整備や遊水地、内水対策などのハード整備や気候変動対応に関するもののが多かった。

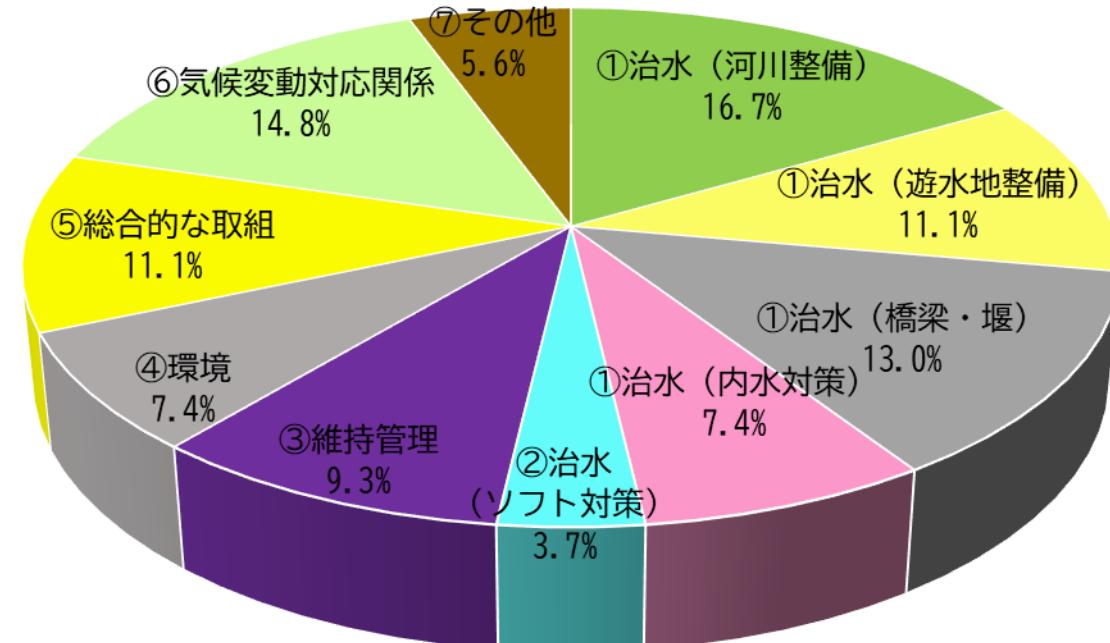
居住地の比率



年齢の比率



意見内容の比率



※説明会への感想等は除く

## 5. 意見聴取結果の概要（地域の皆様からの意見の概要）

▶住民説明会、意見箱への投函等でいただいた意見の概要は以下のとおり。

| 分 野        | 意見の概要   |
|------------|---|
| ①治水（ハード対策） | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 遊水地の整備は効果が出ると思われるので、スピード感を持って取り組んでいただきたい</li><li>■ JR橋などの横断工作物の改修も行っていただきたい</li><li>■ 遊水地候補地は内水氾濫の常襲地域のため、住民との合意形成をしっかり行い、納得を得られるようにしてほしい</li><li>■ 内水対策としてポンプの増設はしないのか</li><li>■ 内水対策は県や市とも連絡調整を行って取り組んでほしい</li><li>■ 治水対策の目標設定は実績最大の洪水とすべきではないか</li><li>■ 河道掘削は効果があると思う</li><li>■ 旧徳万堰の一部が存置されており、洪水時うねりを上げて流れているため対策を実施してほしい</li></ul> |
| ②治水（ソフト対策） | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 地区毎に治水の説明会を行ってほしい</li></ul>   |
| ③維持管理      | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 農地を遊水地とする場合は、ゴミの流入なども考えられる</li><li>■ 河川内に堆積した土砂の計画的な浚渫をお願いしたい</li><li>■ ポンプ場の更新を検討願いたい</li><li>■ 北山ダムに大量の土砂が毎年流れ込むため、北山ダムに流れ込む前に土砂を除去してほしい</li></ul>  |

※青字の意見を踏まえて本文を一部追記

## 5. 意見聴取結果の概要（地域の皆様からの意見の概要）

| 分 野       | 意見の概要   |
|-----------|---|
| ④環境       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 多布施川について、河畔公園沿いの水の流れが緩く、汚れている様に感じられるため、整備をお願いしたい</li> <li>■ 外来種対策もしっかり行ってほしい</li> </ul>  |
| ⑤総合的な取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農水省との連携でポンプ場を有効に稼働してほしい</li> <li>■ ため池やクリークを利用した解析も行ってほしい</li> <li>■ 田んぼダムの必要性もあると考えられる</li> <li>■ 今後も流域治水の取組をお願いする</li> </ul> |
| ⑥気候変動対応関係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 近年、線状降水帯の発生等、過去の状況を上回る降雨量が想定するため、随時計画の見直しも行ってほしい</li> <li>■ 時代に合わない長期計画にならないよう、気候変動にも柔軟に対応できる計画であってほしい</li> </ul>              |
| ⑦その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ データのみならず、現地の住民の意見を充分に取り入れたうえで対策を早急に進めてほしい</li> <li>■ 掘削後の土砂を有効活用してほしい</li> <li>■ 国、県、市さらに地元自治会との連携をお願いしたい</li> </ul>           |

## 6. 意見聴取結果を踏まえた見直しについて（地域の皆様からの意見）

| いただいたご意見  | 見直し内容   |
|---|---|
| 遊水地候補地は内水氾濫の常襲地域のため、住民との合意形成をしっかりと行い、納得を得られるようにしてほしい。   | 遊水地整備にあたっては、地域との合意形成を図りながら事業を進めてまいりますので、本文にもその旨追記いたします。   |
| <p><b>原案P104</b></p> <p>(2) 洪水流量の低減</p> <p>嘉瀬川において、昭和 28 年（1953 年）6 月洪水と同規模の洪水に対して、気候変動を考慮した洪水を安全に流下させるため、嘉瀬川と祇園川の合流点付近において遊水地を整備します。</p> <p>遊水地の整備にあたっては、当該地域の土地利用状況等に配慮したうえで、遊水地計画を総合的に検討し、「佐賀市排水対策基本計画」との連携など、関係機関等と十分な調整・連携を図るとともに、既往の洪水に対する当該地域の浸水対策を併せて検討し、周辺地域の内水被害軽減にも資する施設とするほか、計画規模を上回る洪水に対しても、当該地域が本来有していた土地の保水・遊水機能を保全できる構造・運用を検討します。</p> <p>遊水地整備に合わせた樋管改築による河川と水路の連続性の回復や、遊水地内への氾濫原環境の創出についても検討します。</p> <p>なお、遊水地の位置・諸元等の詳細については、今後検討し、決定していきます。</p> <p>また、既設の嘉瀬川ダムについて、下流河川の改修状況等を踏まえた洪水調節開始流量の見直しなど、関係機関と調整を図り、嘉瀬川ダムの洪水調節機能を最大限活用する洪水調節ルールの変更を行います。</p> <p>さらに、気候変動を踏まえた将来の計画に向けて、嘉瀬川本川における既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する調査・検討を行います。</p> | <p><b>変更案P104</b></p> <p>(2) 洪水流量の低減</p> <p>嘉瀬川において、昭和 28 年（1953 年）6 月洪水と同規模の洪水に対して、気候変動を考慮した洪水を安全に流下させるため、嘉瀬川と祇園川の合流点付近において遊水地を整備します。</p> <p>遊水地の整備にあたっては、当該地域の土地利用状況や生業等に配慮し、地域住民との意見交換を行うなど、合意形成を図りながら遊水地計画を総合的に検討するとともに、「佐賀市排水対策基本計画」との連携など、関係機関等と十分な調整・連携を図ります。併せて、既往の洪水に対する当該地域の浸水対策も検討し、周辺地域の内水被害軽減にも資する施設とするほか、計画規模を上回る洪水に対しても、当該地域が本来有していた土地の保水・遊水機能を保全できる構造・運用を検討します。</p> <p>遊水地整備に合わせた樋管改築による河川と水路の連続性の回復や、遊水地内への氾濫原環境の創出についても検討します。</p> <p>なお、遊水地の位置・諸元等の詳細については、今後検討し、決定していきます。</p> <p>また、既設の嘉瀬川ダムについて、下流河川の改修状況等を踏まえた洪水調節開始流量の見直しなど、関係機関と調整を図り、嘉瀬川ダムの洪水調節機能を最大限活用する洪水調節ルールの変更を行います。</p> <p>さらに、気候変動を踏まえた将来の計画に向けて、嘉瀬川本川における既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する調査・検討を行います。</p> |

## 7. その他の見直し（文章の適正化等）

▶学識者や地域の皆様からの意見を踏まえた見直しのほか、内容の追記や文章の適正化等による見直しを行った。

### 原案P51

#### 〈派川多布施川における水利用〉

派川多布施川の水は、藩政時代には農業用水や城下町の飲料水として水路網を通じて利用されていました。

昭和 20 年代頃まではかんがい用水を石井樋から取水し、多布施川と佐賀市内水路を通じて利用されていました。

昭和 32 年（1957 年）に北山ダムが、昭和 35 年（1960 年）に川上頭首工が完成し農業用水は川上頭首工に合口されて取水されるようになりました。

昭和 38 年（1963 年）の洪水等により多布施川への分派施設であった大井手堰が流失ましたが、石井樋は取水堰としての役目を終えていたため、復旧することなく多布施川への分派は川上頭首工からのみ行われるようになりました。

農業用幹線水路の整備が進められた昭和 40 年代には、農業用水の一部が佐賀市街地を迂回し、かんがい用水と佐賀市内水路用水が各々で流れることとなりました。しかしながら、佐賀市街地の拡大や生活様式の変遷によって市内水路の水質汚濁が深刻な問題となり、希釀用水の必要性から嘉瀬川からの取水量が増加し、嘉瀬川の流量が減少しました。

その後、昭和 55 年（1980 年）には河川浄化市民運動を展開する「佐賀市水対策市民会議」が発足し河川清掃等の活動が行われるようになったほか、また下水道の整備が進んだことにより、水質汚濁の問題は危機的状況を脱しています。

### 変更案P51

#### 〈派川多布施川における水利用〉

派川多布施川の水は、藩政時代には農業用水や城下町の飲料水として水路網を通じて利用されていました。

昭和 20 年代頃まではかんがい用水を石井樋から取水し、多布施川と佐賀市内水路を通じて利用されていました。

昭和 32 年（1957 年）に北山ダムが、昭和 35 年（1960 年）に川上頭首工が完成し農業用水は川上頭首工に合口されて取水されるようになりました。

昭和 38 年（1963 年）の洪水等により多布施川への分派施設であった大井手堰が流失ましたが、石井樋は取水堰としての役目を終えていたため、復旧することなく多布施川への分派は川上頭首工からのみ行われるようになりました。

農業用幹線水路の整備が進められた昭和 40 年代には、農業用水の一部が佐賀市街地を迂回し、かんがい用水と佐賀市内水路用水が各々で流れることとなりました。しかしながら、佐賀市街地の拡大や生活様式の変遷によって市内水路の水質汚濁が深刻な問題となり、希釀用水の必要性から嘉瀬川からの取水量が増加し、嘉瀬川の流量が減少しました。

その後、昭和 55 年（1980 年）には河川浄化市民運動を展開する「佐賀市水対策市民会議」が発足し河川清掃等の活動が行われるようになったほか、下水道の整備が進んだことにより、水質汚濁の問題は改善しつつあります。

## 7. その他の見直し（文章の適正化等）

### 原案P68

#### ② 中流部（嘉瀬川大堰から大臣管理区間上流端 官人橋までの区間）

嘉瀬川の上流部から佐賀平野に至る前の中流部には、四季折々の渓谷美から九州の嵐山と称される川上峡があり、景勝地として知られ多くの観光客が訪れています。特に官人橋周辺では催しも多く、4月上旬～5月中旬まで全国から寄贈された約500旒もの鯉のぼりが吹き流しされ、その雄大な姿の見物に多くの人が訪れています。また、8月には花火大会や灯ろう流しが催されるなど、地域の重要な水辺空間として利用されています。

佐賀市街部に入る手前には、現存する歴史的な取水施設である石井樋があります。石井樋の保全・再生・活用を通じて、土木史上重要な河川技術を未来に継承するとともに、佐賀平野の治水、利水の歴史を学び、嘉瀬川の自然豊かな水辺環境とふれあえる地域の交流拠点の創出を図っています。石井樋地区にある地域防災施設「さが水ものがたり館」は、周辺地域の観光施設等とのネットワークの形成や、四季折々のイベントを通して、川の大切さを再認識し、人々が川に親しみ、憩い集える交流の拠点として機能しており、平成17年（2005年）の開館から累計来館者数（令和7年（2025年）3月末時点）が約29.6万人と多くの人が訪れています。

そのほか、毎年11月の初旬頃に嘉瀬川緑地運動公園（嘉瀬川左岸6k120～9k550付近）で開催され、毎年80万人以上が訪れる佐賀インターナショナルバルーンフェスタや精霊流し、嘉瀬川大堰の湛水区間で行われる遣唐使船レース、カヌー教室などの多彩なレクリエーションの場として利用されています。

また、令和5年（2023年）6月と10月には、「河川空間のオープン化」※の社会実験として、さが水ものがたり館周辺で音楽やマルシェ、アウトドア体験などができる「アウトドアヌマンデー」が開催されるなど、河川空間を利用した新たな賑わい創出に向けた取組が河川協力団体を中心に広がっています。

※平成23年（2011年）の河川敷地占用許可準則改正により、一定の要件を満たす場合は、特例として民間事業者も河川敷地において、営業活動を行うことができる

### 変更案P68

#### ② 中流部（嘉瀬川大堰から大臣管理区間上流端 官人橋までの区間）

嘉瀬川の上流部から佐賀平野に至る前の中流部には、四季折々の渓谷美から九州の嵐山と称される川上峡があり、景勝地として知られ多くの観光客が訪れています。特に官人橋周辺では催しも多く、4月上旬～5月中旬まで全国から寄贈された約500旒もの鯉のぼりが吹き流しされ、その雄大な姿の見物に多くの人が訪れています。また、8月には花火大会や灯ろう流しが催されるなど、地域の重要な水辺空間として利用されています。

佐賀市街部に入る手前には、現存する歴史的な取水施設である石井樋があります。石井樋の保全・再生・活用を通じて、土木史上重要な河川技術を未来に継承するとともに、佐賀平野の治水、利水の歴史を学び、嘉瀬川の自然豊かな水辺環境とふれあえる地域の交流拠点の創出を図っています。石井樋地区にある地域防災施設「さが水ものがたり館」は、周辺地域の観光施設等とのネットワークの形成や、四季折々のイベントを通して、川の大切さを再認識し、人々が川に親しみ、憩い集える交流の拠点として機能しており、平成17年（2005年）の開館から累計来館者数（令和7年（2025年）3月末時点）が約29.6万人と多くの人が訪れています。

そのほか、毎年10月下旬～11月初旬に嘉瀬川緑地運動公園（嘉瀬川左岸6k120～9k550付近）で開催され、毎年80万人以上が訪れる佐賀インターナショナルバルーンフェスタや精霊流し、嘉瀬川大堰の湛水区間で行われる遣唐使船レース、カヌー教室などの多彩なレクリエーションの場として利用されています。

また、令和5年（2023年）6月と10月には、「河川空間のオープン化」※の社会実験として、さが水ものがたり館周辺で音楽やマルシェ、アウトドア体験などができる「アウトドアヌマンデー」が開催されるなど、河川空間を利用した新たな賑わい創出に向けた取組が河川協力団体を中心に広がっています。

※平成23年（2011年）の河川敷地占用許可準則改正により、一定の要件を満たす場合は、特例として民間事業者も河川敷地において、営業活動を行うことができる

## 7. その他の見直し（文章の適正化等）

原案P69



写真 2.3.20 川上峠の風物詩

（佐賀市：左から鯉のぼりの吹き流し、花火大会、灯ろう流し）

川上峠では毎年5月に約500匹の鯉のぼりが吹き流しされ、春の風物詩として親しまれています。また、8月には花火大会や灯ろう流しなど多彩なイベントが行われています。



写真 2.3.21 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ

昭和55年（1980年）から毎年秋に河川敷を利用して行われている熱気球競技大会が主のイベントで、テナントなども数多く出店しており、佐賀市で最も人出が多い催し物で10月下旬～11月初旬の5日間に80万を超える人が訪れています。



写真 2.3.22 鑑真和上 遣唐使船レース

嘉瀬川河口にあった湊は、中国の高僧・鑑真和尚が上陸したと伝えられています。鑑真和尚顕彰会により十年程前から遣唐使船レースが行われている他、遣唐使船による「観光川下り」が行われています。

変更案P69



写真 2.3.20 川上峠の風物詩

（佐賀市：左から鯉のぼりの吹き流し、花火大会、灯ろう流し）

川上峠では毎年5月に約500旗の鯉のぼりが吹き流しされ、春の風物詩として親しまれています。また、8月には花火大会や灯ろう流しなど多彩なイベントが行われています。



佐賀市提供

写真 2.3.21 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ

昭和55年（1980年）から毎年秋に河川敷を利用して行われている熱気球競技大会が主のイベントで、テナントなども数多く出店しており、佐賀市で最も人出が多い催し物で10月下旬～11月初旬の5日間に80万を超える人が訪れています。



写真 2.3.22 鑑真和上 遣唐使船レース

嘉瀬川河口にあった湊は、中国の高僧・鑑真和尚が上陸したと伝えられています。鑑真和尚顕彰会により三十年程前から遣唐使船レースが行われています。

## 7. その他の見直し（文章の適正化等）

原案P70

### ③上流部（大臣管理区間上流端 官人橋から山間部を含む区間）

山間から丘陵へ流れる上流部は、河床の巨石や玉石と周辺の山林が渓流景観を創出しており、北山ダムのダム湖周辺でのキャンプや渓流釣りを楽しむ人が多く見られます。特に、毎年ヤマメの解禁日ともなると多くの釣り人が訪れています。河床の自然石を利用して整備された熊の川の河川公園等は、子どもたちの絶好の水遊び場として盛んに利用されています。



写真 2.3.25 北山キャンプ場と  
渓流釣りを楽しむ人

北山ダムのダム湖周辺はキャンプや釣り等に多く利用されています。また、渓流ではヤマメの放流が行われており、解禁日には多くの釣り人が訪れています。



写真 2.3.26 雄渕雌渕渓谷  
(佐賀市富士町)

熊の川温泉と古湯温泉の中間に位置する渓谷で、新緑や紅葉の名所として知られています。遊歩道もあり、多くの人が散策などに利用しています。



写真 2.3.27 水遊びに興じる人たち (佐賀市富士町)  
河川公園等で水遊びする人たちが各所で見られます。

変更案P70

### ③上流部（大臣管理区間上流端 官人橋から山間部を含む区間）

山間から丘陵へ流れる上流部は、河床の巨石や玉石と周辺の山林が渓流景観を創出しており、北山ダムのダム湖周辺でのキャンプや渓流釣りを楽しむ人が多く見られます。特に、毎年ヤマメの解禁日ともなると多くの釣り人が訪れています。河床の自然石を利用して整備された熊の川の河川公園等は、子どもたちの絶好の水遊び場として盛んに利用されています。



写真 2.3.25 北山キャンプ場と  
渓流釣りを楽しむ人

北山ダムのダム湖周辺はキャンプや釣り等に多く利用されています。また、渓流ではヤマメの放流が行われており、解禁日には多くの釣り人が訪れています。



写真 2.3.26 雄渕雌渕渓谷  
(佐賀市富士町)

熊の川温泉と古湯温泉の中間に位置する渓谷で、新緑や紅葉の名所として知られています。遊歩道もあり、多くの人が散策などに利用しています。



写真 2.3.27 水遊びを楽しむ人たち (佐賀市富士町)  
河川公園等で水遊びする人たちが各所で見られます。

# 7. その他の見直し（文章の適正化等）

原案P83

## 3.3.2 整備の目標

### (1) 洪水対策

嘉瀬川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、基本方針に定めた基本高水流量である  $3,400\text{m}^3/\text{s}$  に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とします。さらに、近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協力して流域全体で行う「流域治水」を推進し、洪水等による災害からの被害軽減を図ります。

基準地点官人橋において、整備計画の目標流量である  $2,900\text{m}^3/\text{s}$  を洪水調節施設で  $600\text{m}^3/\text{s}$  調節し、 $2,300\text{m}^3/\text{s}$  の流量を安全に流下できる河道とします。

なお、この目標は、基準地点官人橋において昭和 28 年（1953 年）6 月洪水と同規模の洪水に対して、気候変動を考慮した洪水を安全に流下させることが可能となります。

また、知事管理区間である嘉瀬川水系本庄江では、整備計画の目標流量を基準地点本庄江防潮水門地点で  $100\text{ m}^3/\text{s}$  として、引き続き河道整備を進めています。

さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上において、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう、地形・土地利用状況等を踏まえた保水・遊水機能の保全をはじめ、流域治水の取組を推進します。そのため、想定し得る最大規模の洪水までの様々な外力に対する水害リスク情報を地域に提示し、危機感を共有し、実効性のある事前防災対策を行うため、関係機関と連携したハード対策とソフト施策を一体的かつ計画的に推進し、自助・共助・公助のバランスのとれた防災・減災社会の構築を図り、人命を守り、社会経済被害の最小化につなげることを目標とします。

表 3.3.1 河川整備において目標とする流量（大臣管理区間）

| 河川名 | 目標流量<br>( $\text{m}^3/\text{s}$ ) | 地 点 名    |
|-----|-----------------------------------|----------|
| 嘉瀬川 | 2,900<br>(2,300)                  | 官人橋      |
|     | 3,200<br>(2,200)                  | 嘉瀬橋      |
|     | 3,200<br>(2,200)                  | 河 口      |
| 祇園川 | 400                               | （嘉瀬川合流点） |

注 1) 上段：整備計画目標流量

注 2) 下段（ ）：河道への配分流量

表 3.3.2 河川整備において目標とする流量（知事管理区間）

| 河川名 | 目標流量<br>( $\text{m}^3/\text{s}$ ) | 地 点 名   |
|-----|-----------------------------------|---------|
| 嘉瀬川 | 2,900<br>(2,300)                  | 官人橋上流地点 |
| 本庄江 | 100                               | 本庄江防潮水門 |

注 1) 上段：整備計画目標流量

注 2) 下段（ ）：河道への配分流量

変更案P83

## 3.3.2 整備の目標

### (1) 洪水対策

嘉瀬川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、基本方針に定めた基本高水流量である  $3,400\text{m}^3/\text{s}$  に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とします。さらに、近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協力して流域全体で行う「流域治水」を推進し、洪水等による災害からの被害軽減を図ります。

基準地点官人橋において、整備計画の目標流量である  $2,900\text{m}^3/\text{s}$  を洪水調節施設で  $600\text{m}^3/\text{s}$  調節し、 $2,300\text{m}^3/\text{s}$  の流量を安全に流下できる河道とします。

なお、この目標は、基準地点官人橋において昭和 28 年（1953 年）6 月洪水と同規模の洪水に対して、気候変動を考慮した洪水を安全に流下させることが可能となります。

また、知事管理区間である嘉瀬川水系本庄江では、整備計画の目標流量を基準地点本庄江防潮水門地点で  $100\text{ m}^3/\text{s}$  として、引き続き河道整備を進めています。

さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上において、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう、地形・土地利用状況等を踏まえた保水・遊水機能の保全をはじめ、流域治水の取組を推進します。そのため、想定し得る最大規模の洪水までの様々な外力に対する水害リスク情報を地域に提示し、危機感を共有し、実効性のある事前防災対策を行うため、関係機関と連携したハード対策とソフト施策を一体的かつ計画的に推進し、自助・共助・公助のバランスのとれた防災・減災社会の構築を図り、人命を守り、社会経済被害の最小化につなげることを目標とします。

表 3.3.1 河川整備において目標とする流量（大臣管理区間）

| 河川名 | 目標流量<br>( $\text{m}^3/\text{s}$ ) | 地 点 名    |
|-----|-----------------------------------|----------|
| 嘉瀬川 | 2,900<br>(2,300)                  | 官人橋      |
|     | 3,200<br>(2,200)                  | 嘉瀬橋      |
|     | 3,200<br>(2,200)                  | 河 口      |
| 祇園川 | 400                               | （嘉瀬川合流点） |

注 1) 上段：整備計画目標流量

注 2) 下段（ ）：河道への配分流量

表 3.3.2 河川整備において目標とする流量（知事管理区間）

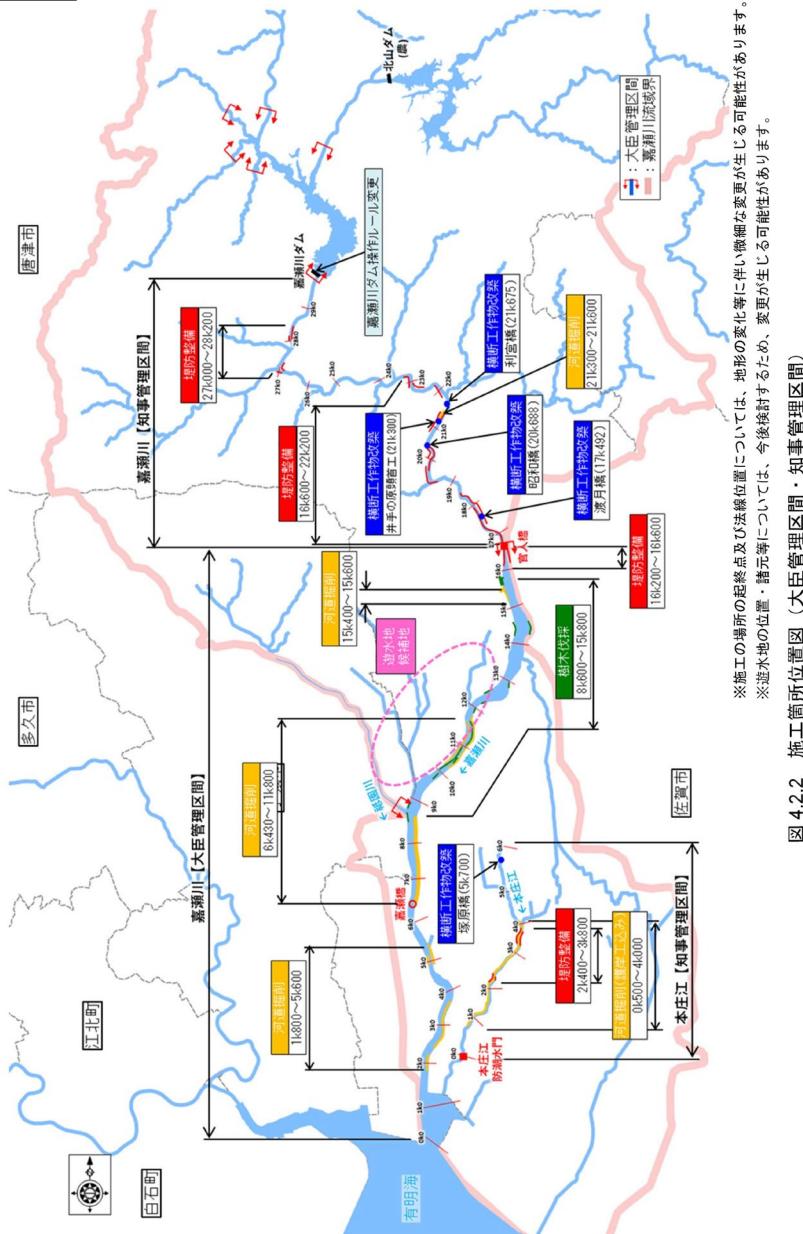
| 河川名 | 目標流量<br>( $\text{m}^3/\text{s}$ ) | 地 点 名   |
|-----|-----------------------------------|---------|
| 嘉瀬川 | 2,900<br>(2,300)                  | 官人橋     |
| 本庄江 | 100                               | 本庄江防潮水門 |

注 1) 上段：整備計画目標流量

注 2) 下段（ ）：河道への配分流量

## 7. その他の見直し（文章の適正化等）

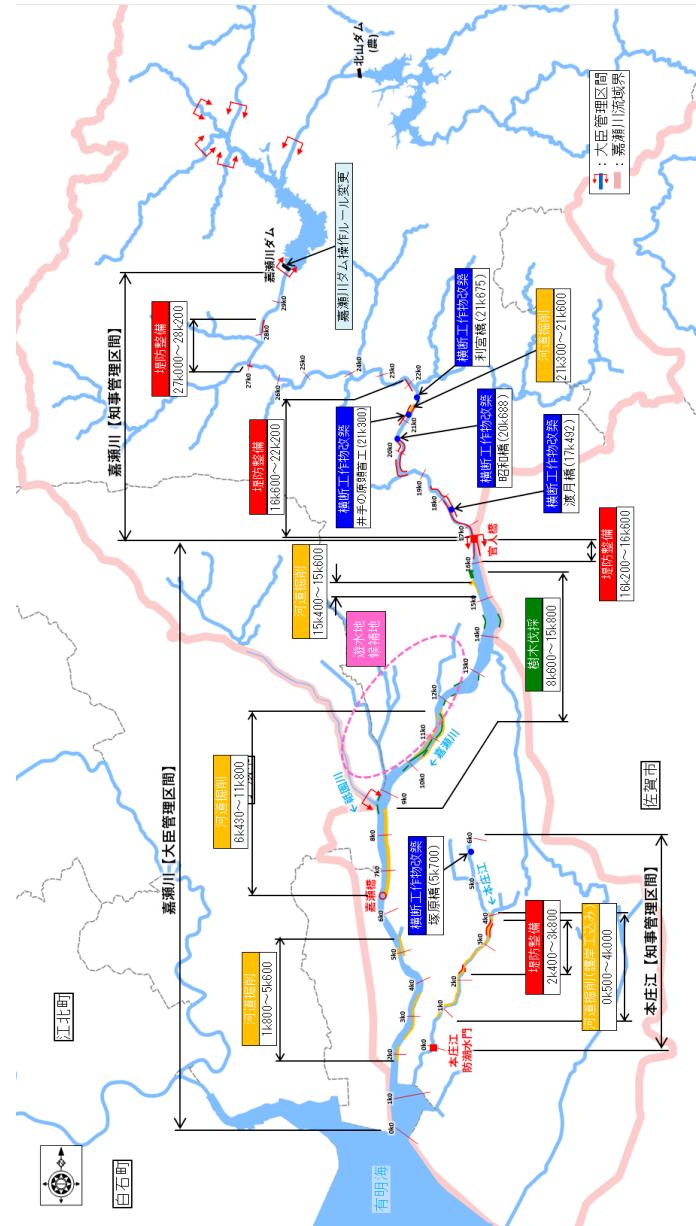
原案P96



※施工の場所の形状などでは施工箇所については  
形状のホール等(一例)へ微細なホルダーや可動部が付与す

図 4.2.2 施工箇所位置図（大臣管理区間・知事管理区間）

变更案P96



## 7. その他の見直し（文章の適正化等）

### 原案P100

#### ② 知事管理区間の流下能力向上

##### 【嘉瀬川】知事管理区間

佐賀市大和町大字川上、佐賀市大和町大字梅野等において、堤防の高さや・幅が不足していることから、堤防整備等を実施します。

また、佐賀市大和町大字梅野付近では、河積が不足していることから、河道の掘削を実施します。

なお、掘削にあたっては、河川環境の特徴を踏まえ、以下の点に留意しながら多様な水辺環境の保全・創出に努めます。

##### 〔嘉瀬川〕

ヤマメやアユの産卵場となっていることから、河床を保全するとともに、河道掘削を実施する区間においては、必要に応じて学識者等の意見を聴きながら、魚類や底生生物の生息場の保全・創出に努めます。

表 4.2.4 嘉瀬川（知事管理区間） 堤防整備箇所一覧表

| 河川名 | 左右岸 | 位置            | 地名                     |
|-----|-----|---------------|------------------------|
| 嘉瀬川 | 右岸  | 16k000～18k000 | 佐賀市大和町大字川上、佐賀市大和町大字八反原 |
|     | 左岸  | 16k700～16k900 | 佐賀市大和町大字梅野             |
|     | 左岸  | 17k400～18k500 | 佐賀市大和町大字梅野             |
|     | 右岸  | 18k300～19k800 | 佐賀市大和町大字八反原            |
|     | 左岸  | 18k600～21k400 | 佐賀市大和町大字梅野             |
|     | 右岸  | 20k000～21k400 | 佐賀市大和町大字下熊川、佐賀市大和町大字梅野 |
|     | 右岸  | 21k800～22k200 | 佐賀市富士町大字松瀬             |
|     | 左岸  | 22k000～22k200 | 佐賀市富士町大字松瀬             |
|     | 左岸  | 22k500～23k000 | 佐賀市富士町大字小副川            |
|     | 右岸  | 23k000～23k200 | 佐賀市富士町大字上熊川            |
|     | 左岸  | 27k000～27k600 | 佐賀市富士町大字小副川            |
|     | 右岸  | 27k000～27k200 | 佐賀市富士町大字古湯             |
|     | 右岸  | 28k000～28k100 | 佐賀市富士町大字古湯             |
|     | 左岸  | 28k100～28k200 | 佐賀市富士町大字古湯             |

※整備箇所の位置等については、施工性や自然環境への影響等を考慮し、変更が生じる場合があります。

### 変更案P100

#### ② 知事管理区間の流下能力向上

##### 【嘉瀬川】知事管理区間

佐賀市大和町大字川上、佐賀市大和町大字梅野等において、堤防の高さや・幅が不足していることから、堤防整備等を実施します。

また、佐賀市大和町大字梅野付近では、河積が不足していることから、河道の掘削を実施します。

なお、掘削にあたっては、河川環境の特徴を踏まえ、以下の点に留意しながら多様な水辺環境の保全・創出に努めます。

##### 〔嘉瀬川〕

ヤマメやアユの産卵場となっていることから、河床を保全するとともに、河道掘削を実施する区間においては、必要に応じて学識者等の意見を聴きながら、魚類や底生生物の生息場の保全・創出に努めます。

表 4.2.4 嘉瀬川（知事管理区間） 堤防整備箇所一覧表

| 河川名 | 左右岸 | 位置            | 地名                     |
|-----|-----|---------------|------------------------|
| 嘉瀬川 | 右岸  | 16k600～18k000 | 佐賀市大和町大字川上、佐賀市大和町大字八反原 |
|     | 左岸  | 16k700～16k900 | 佐賀市大和町大字梅野             |
|     | 左岸  | 17k400～18k500 | 佐賀市大和町大字梅野             |
|     | 右岸  | 19k200～19k800 | 佐賀市大和町大字八反原            |
|     | 左岸  | 19k200～21k400 | 佐賀市大和町大字梅野             |
|     | 右岸  | 20k000～21k400 | 佐賀市大和町大字下熊川、佐賀市大和町大字梅野 |
|     | 右岸  | 21k800～22k200 | 佐賀市富士町大字松瀬             |
|     | 右岸  | 27k000～27k200 | 佐賀市富士町大字古湯             |
|     | 左岸  | 28k100～28k200 | 佐賀市富士町大字古湯             |

※整備箇所の位置等については、施工性や自然環境への影響等を考慮し、変更が生じる場合があります。

# 7. その他の見直し（文章の適正化等）

## 原案P105

### (5) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

#### ① 沼澤域内の水害リスクの軽減

近年頻発している施設能力を上回る洪水や気候変動の影響による洪水被害はさらに頻発化・激甚化することが考えられることを踏まえ、今後も洪水時の河川水位を下げる対策を治水対策の大原則としつつ、沼澤リスクが高いにも関わらず、その事象が当面解消困難な区域において、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより被害ができるだけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合等であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を検討し、必要に応じて対策を実施します。

粘り強い河川堤防の整備については、施設能力を上回る洪水による越水等のリスク、河川整備の進捗状況、背後地の土地利用状況等を勘案のうえ必要性を検討します。

#### ② 防災拠点等施設

堤防の決壊等により沼澤が生じた場合でも、被害の軽減を図るために、応急対策や沼澤水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な拠点及びアクセス路等の整備、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄を必要に応じて実施します。

#### ③ 施設操作

排水機場では急激な水位上昇により操作員の到着が間に合わない場合や沼澤危険水位を上回る洪水により操作員が退避した場合等に備えて遠隔監視・操作機能の整備を検討します。また、水門及び樋門では操作員の安全確保及び確実な操作のため、必要に応じて樋門等について無動力ゲートの整備を実施します。

#### ④ 監視体制強化

雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計による面的な雨量情報や河川監視用 CCTV カメラによる映像情報を収集・把握し、流域を含む河川の状態監視を適切に行うとともに、その情報を地域の水防活動や住民避難行動に資する情報として関係機関へリアルタイムに伝達するため、必要な区間の光ファイバー網の整備を実施します。また、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図ります。

## 変更案P105

### (5) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

#### ① 沼澤域内の水害リスクの軽減

近年頻発している施設能力を上回る洪水や気候変動の影響による洪水被害はさらに頻発化・激甚化することが考えられることを踏まえ、今後も洪水時の河川水位を下げる対策を治水対策の大原則としつつ、沼澤リスクが高いにも関わらず、その事象が当面解消困難な区域において、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより被害ができるだけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合等であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を検討し、必要に応じて対策を実施します。

粘り強い河川堤防の整備については、施設能力を上回る洪水による越水等のリスク、河川整備の進捗状況、背後地の土地利用状況等を勘案のうえ必要性を検討します。

#### ② 防災拠点等施設

堤防の決壊等により沼澤が生じた場合でも、被害の軽減を図るために、応急対策や沼澤水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な拠点及びアクセス路等の整備、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄を必要に応じて実施します。

#### ③ 施設操作

排水機場では急激な水位上昇により操作員の到着が間に合わない場合や沼澤危険水位を上回る洪水により操作員が退避した場合等に備えて遠隔監視・操作機能の整備を検討します。また、水門及び樋門では操作員の安全確保及び確実な操作のため、必要に応じて樋門等について無動力ゲートの整備を実施します。

#### ④ 監視体制強化

雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計による面的な雨量情報や河川監視用 CCTV カメラによる映像情報を収集・把握し、流域を含む河川の監視を適切に行うとともに、その情報を地域の水防活動や住民避難行動に資する情報として関係機関へリアルタイムに伝達するため、必要な区間の光ファイバー網の整備を実施します。また、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図ります。

# 7. その他の見直し（文章の適正化等）

原案P123

## (16) 地域における防災力の向上

洪水、津波、高潮等による災害を防止又は軽減するためには、堤防整備等の治水事業と併せ、地域における水防活動が重要です。このため、関係自治体の水防計画に基づき、水防管理者や消防機関の長等が実施する河川の巡視や排水活動等の水防活動に協力するとともに、重要水防箇所の周知及び洪水に対しリスクが高い区間について、消防団や自治会等との合同巡視・点検を通じて危険箇所等に関する情報共有を図ります。また、関係機関と合同で水防訓練を実施する等水防体制を維持・強化します。さらに、自治体の避難指示等の発令範囲の決定に資するため、堤防の決壊地点ごとに氾濫が拡大する状況がわかるシミュレーション等の情報を関係自治体に提供します。

実際の水防体制時には、佐賀県、関係自治体を対象として運用を行っている「流域タイムライン」により、関係者で危機感の共有を図ることにより事前防災体制の充実・強化を図ります。また、流域タイムラインは「減災対策協議会」の仕組みを活用し、継続的に課題の整理を行い必要な改善を図るとともに、自治体が作成する避難に関する計画等に着目したタイムライン（防災行動計画）の改善に対して必要な技術的支援を行います。

加えて、関係自治体への水防警報や洪水予報等による水位情報の提供に加え、事務所長等から首長等に対し、ホットラインにより、避難判断に資する防災情報等の提供を行います。

さらに、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織等を設置する際に、技術的支援を行い、地域防災力の向上を図ります。



写真 4.3.4 出水期前の合同巡視



写真 4.3.5 水防訓練の状況

変更案P123

## (16) 地域における防災力の向上

洪水、津波、高潮等による災害を防止又は軽減するためには、堤防整備等の治水事業と併せ、地域における水防活動が重要です。このため、関係自治体の水防計画に基づき、水防管理者や消防機関の長等が実施する河川の巡視や排水活動等の水防活動に協力するとともに、重要水防箇所の周知及び洪水に対しリスクが高い区間について、消防団や自治会等との合同巡視・点検を通じて危険箇所等に関する情報共有を図ります。また、関係機関と合同で水防訓練を実施する等水防体制を維持・強化します。さらに、自治体の避難指示等の発令範囲の決定に資するため、堤防の決壊地点ごとに氾濫が拡大する状況がわかるシミュレーション等の情報を関係自治体に提供します。

実際の水防体制時には、佐賀県、関係自治体を対象として運用を行っている「流域タイムライン」により、関係者で危機感の共有を図ることにより事前防災体制の充実・強化を図ります。また、流域タイムラインは「**大規模氾濫減災対策協議会**」の仕組みを活用し、継続的に課題の整理を行い必要な改善を図るとともに、自治体が作成する避難に関する計画等に着目したタイムライン（防災行動計画）の改善に対して必要な技術的支援を行います。

加えて、関係自治体への水防警報や洪水予報等による水位情報の提供に加え、事務所長等から首長等に対し、ホットラインにより、避難判断に資する防災情報等の提供を行います。

さらに、浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織等を設置する際に、技術的支援を行い、地域防災力の向上を図ります。



写真 4.3.4 出水期前の合同巡視



写真 4.3.5 水防訓練の状況

## 7. その他の見直し（文章の適正化等）

原案P125

### (20) 防災拠点・緊急輸送路等の整備

大規模な洪水時や地震・津波発生時に円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動を行うため、資機材の備蓄、ヘリポート、水防倉庫等の機能の全部または一部を備えた防災拠点の整備を、沿川自治体等と調整・連携のうえ必要に応じ実施します。また、河川管理用道路を災害時の緊急輸送路として有効に活用するため、管理用道路と不連続となっている一般道路・高速道路等との接続のための改良について、各管理者と調整のうえ必要に応じ実施します。

変更案P125

### (20) 防災拠点・緊急輸送路等の整備

大規模な洪水時や地震・津波発生時に円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動を行うため、資機材の備蓄、ヘリポート、水防倉庫等の機能の全部または一部を備えた防災拠点の整備を、沿川自治体等と調整・連携のうえ必要に応じ実施します。また、河川管理用道路を災害時の緊急輸送路として有効に活用するため、管理用道路と不連続となっている一般道路・**地域高規格**道路等との接続のための改良について、各管理者と調整のうえ必要に応じ実施します。

## 7. その他の見直し（文章の適正化等）

### 原案P138

とともに、自治体等による取組を促進するため、雨水貯留や浸透等の自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの推進も図ります。進めるにあたっては、関係者と国内外の先進事例等を共有するとともに、技術的支援等を行います。

あわせて、洪水調節に既存ダムの有効貯水容量を最大限活用できるよう、洪水調節機能の強化や事前放流による洪水調節を的確に実施するために必要なダム流入量の予測精度向上等の取組を推進するとともに、関係機関と調整を図りながら、洪水調節機能の確保に向けた調査・検討に取り組みます。

なお、流域治水の取組は、進捗状況や社会状況の変化等を把握しながら、必要に応じて取組の見直しも実施します。

### 変更案P138

とともに、自治体等による取組を促進するため、雨水貯留や浸透等の自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの推進も図ります。進めるにあたっては、関係者と国内外の先進事例等を共有するとともに、技術的支援等を行います。

あわせて、洪水調節に既存ダムの有効貯水容量を最大限活用できるよう、洪水調節機能の強化や事前放流による洪水調節を的確に実施するために必要なダム流入量の予測精度向上等の取組を推進するとともに、関係機関と調整を図りながら、洪水調節機能の確保に向けた調査・検討に取り組みます。

佐賀県では令和3年度(2021年度)に「佐賀県内水対策プロジェクト(プロジェクトIF)」を立ち上げ、「人命等を守る」、「内水を貯める」、「内水を流す」の三つを柱として、河川整備に加えクリークの事前排水や田んぼダムの推進など、関係機関と連携しながら取組を進めています。

さらに、山は川を通して平野の暮らしを支え、海への恩恵をもたらす源流であることから、森川海のつながりや管理の重要性などについて「森川海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や行動につなげるため、「森川海人っプロジェクト」に取り組んでいます。

本プロジェクトでは、森川海の行き届いた管理により、安全安心な暮らしの実現に向けて、森川海を体験し学ぶ機会の創出や森川海で活動する個人・団体のネットワークづくり等の取組を行うことで、「森川海はひとつ」との思いを広げ、県民協働による森川海の環境保全を推進しています。

なお、これら流域治水の取組は、進捗状況や社会状況の変化等を把握しながら、必要に応じて取組の見直しも実施します。